


<p>○ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>循環型社会推進課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

# 令和2年7月7日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県規則第五十五号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和六十年岡山県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項に次の一号を加える。

九 その他知事が必要と認める書類

第六条中「第四条第一項」を「条例第四条第一項」に改める。

様式第十一号表)中「~~浄化槽保守点検業者~~」を「~~浄化槽保守点検業者~~」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。